



生活保護受給者からの預り金品の紛失について 報道機関への説明を本日午後6時から開催します

練馬区では、生活保護受給者の方が金銭管理を行うことが困難な場合に、支援の一環としてやむを得ず受給者の金銭、通帳、カードなどの金品を、本人同意のもと福祉事務所で預る場合があります。このたび、光が丘総合福祉事務所において、生活保護受給者7人から預った現金335,128円および通帳、カード、印鑑が所在不明になっていることが判明しました。

つきましては、経過や今後の区の対応について、報道機関への説明を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

【報道機関向け説明】

日 時	平成25年9月24日(火) 午後6時～7時		
会 場	練馬区役所(豊玉北6-12-1) 本庁舎7階 防災センター		
出席者	副区長	琴尾 隆明 (ことお たかあき)	
	健康福祉事業本部長	室地 隆彦 (むろち たかひこ)	
	福祉部長	中田 圭太郎 (なかだ けいたろう)	
	光が丘総合福祉事務所長	枝村 聡 (えだむら さとし)	

【添付資料】

- (1) 概要資料
- (2) 区長コメント

【問合せ】 健康福祉事業本部福祉部光が丘総合福祉事務所管理係 電話 03-5997-7713

生活保護受給者からの預り金品の紛失について

【経緯】

練馬区では生活保護受給者の方が金銭管理を行うことが困難な場合に、支援の一環としてやむを得ず受給者の金銭、通帳、カードなどの金品を、本人同意のもと福祉事務所で預る場合があります。

このたび、光が丘総合福祉事務所において、平成 25 年 9 月 10 日（火）に支払いを行う際、保管している手提げ金庫を確認したところ預り金品が見つかりませんでした。9 月 11 日（水）に、預り金品の紛失について担当職員から所長が報告を受け、所内をあらためて探し、9 月 17 日（火）から他部署の職員が事情聴取を実施し事実確認を行いました。9 月 24 日（火）現在、発見されておられません。

所在不明となった原因が解明されないため、光が丘警察署に被害届の提出に向けての事前の相談・協議を行っております。

※ 預り金品とは、「保護者自身が計画的に保護費を管理できない」「病院や施設入所にあたり、本人および施設が金銭管理を行うことができない」場合などに、本人同意のもとに、支援の一環として福祉事務所が預るものです。

【紛失した預り金品】

- (1) 現金（7 名分） 335,128 円
- (2) 通帳等（7 名のうち 1 名分） 通帳・カード・印鑑

【預り金品の管理】

預り金品は、手提げ金庫に収納し、業務時間外は事務所内の大金庫に保管しており、業務時間中は手提げ金庫を事務室内に置いていました。また、金銭の相手方への支払いは複数の職員で確認し出納簿への記載を行っていましたが、手提げ金庫からの出し入れは職員が一人で行ってました。

【区の対応】

預り金品が所在不明という重大な事故を引き起こしたことについて、預り金品の所有者ならびに区民のみなさまに心からお詫びいたします。金品を預けていた 7 名の方には個別に状況を説明するとともに謝罪いたしました。当面は、光が丘総合福祉事務所長が立て替えて支払いし、対応してまいります。

今後、より一層適正な金品の管理を徹底するため、事故の検証とともに具体的な再発防止策を講じ、区民のみなさまの信頼を回復できるように努めてまいります。

区長コメント

このたび、光が丘総合福祉事務所で発生した、生活保護受給者の皆様からの預り金品の紛失は、ご本人様に多大なご迷惑をおかけするとともに、区民の皆様の区への信頼を損ねる事故であり、深くお詫び申し上げます。

未だ、預り金品が発見できていないという状況のため、区といたしましては、引き続き全力で預り金品の捜索を行うとともに、警察への情報提供も行っているところです。

当区では、先般、他の金品に関する事故も報告したばかりであり、区民の皆様には誠に申し訳なく思っております。改めて、業務の適正な執行のために、各種事務手続きの確認と現場の業務点検を指示いたしました。

区を挙げて、再発防止を徹底し、区民の皆様の信頼回復に全力を注いでまいります。

平成25年9月24日

練馬区長 志村 豊志郎